

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘三四六九 番六地先から同市大字黒浜字桜ヶ 丘三五〇五番四地先まで		区 間
一〇・一〇〇 四五・二三	六・五〇〇 一二・五〇	敷地の幅員 (メートル)
五五〇・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考